

議案第 9 号

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

(川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

(川崎市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）」を加える。

第25条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

民法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。